

【資料1】 令和3年度障がい福祉施策事業について

- ①手話施策推進
- ②じりつ支援協議会
- ③医療的ケア児支援
- ④障がいのある人のテレワーク推進事業
- ⑤地域生活支援拠点等整備事業

障がい福祉施策事業の一覧

基本目標	施策	具体的事業
1 ・人 にやさしいまちづくり	(1)障がいと障がいのある人への理解	障がい者差別解消のための職員研修 広報、市ホームページ等での啓発 障害者週間における啓発 障がい者理解のための講演会 地域活動支援センター機能強化事業 意見交換会の開催(よろしくトーク) 手話理解促進事業 かもまる講座(市職員出前講座) 児童生徒の交流 ☆手話施策推進 (小学校等手話教室) みんなでやさしいまちづくり教室
		公共施設のバリアフリー化 スマートシティ推進事業 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり 読書環境の整備
	(2)安全・安心のまちづくり	公共交通体系の充実 移動支援事業 自動車運転免許取得・改造助成事業 福祉タクシー利用料金助成事業
		地域見守り支えあいネットワーク事業 福祉避難所の円滑な設置・運営 総合防災訓練の開催 Eメール119番通報システムの運用 消費生活相談
		地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業 奉仕員養成研修事業
		☆加賀市じりつ支援協議会の開催 地域ケア会議の開催 3障がい連絡協議会への活動支援
	(1)障がいのある子どもの育成・教育	こども育成相談センター事業 ことばとまなびの巡回訪問 障がい児保育事業 特別支援学級の充実 特別支援教育研修の充実 児童発達支援センターの設置 サービスの質を向上させるための取組 ☆医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児支援のコーディネーターの配置
		企業等への働きかけ事業 就労支援ネットワークの強化
		☆障がいのある人のテレワーク推進 障害者優先調達推進法の推進
		(3)スポーツ・文化芸術活動
		スポーツ・レクリエーション教室等開催事業
		作品展の開催
3 ・暮ら しの基盤づくり	(1)保健・医療	健康診査・相談体制の充実 健康診査後の事後指導の強化 子ども育成相談センター事業 成人の健康診査体制の充実 生活習慣病予防知識の普及・啓発 健康づくりの推進 医療費の助成
		日常生活用具給付等事業 訪問入浴サービス事業 生活訓練等事業 日中一時支援事業(日中ショートステイ・タイムケア) 福祉機器リサイクル事業 サービスの質を向上させるための取組
		グループホームの確保 住宅リフォーム助成
		地域ケア会議の開催 地域活動支援センター機能強化事業 地域活動支援センター事業
		☆地域生活支援拠点等の整備
	(2)生活支援サービス	基幹相談支援センターの設置(相談支援機能強化事業) 点字・声の広報等発行事業 読書環境の整備 奉仕員養成研修事業 要約筆記者の派遣 手話による意思疎通支援
		成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及 障がい者虐待防止のための体制強化 虐待防止研修の充実

①手話施策推進

手話施策推進 令和3年度の取り組み

目的 ※手話言語条例第1条

ろう者とうろう者以外の者が相互理解と信頼関係のもと、共生することのできる地域社会の実現を目指す

手話施策推進協議会 ※手話言語条例第6条第3項

手話施策を推進するため、当事者、手話通訳者等関係者における協議の場を開催し、手話の普及等の施策について意見を聴取し、取り組みについて検討する

I. 手話への理解の促進 及び手話の普及

※手話言語条例第6条(1)

- ・リーフレットの作成
- ・手話動画の作成（障害理解と手話、手話動画サイトの紹介）
- ・小学生等のための手話教室（小学校6校144名、高校1校18名）
- ・やさしいまちづくり教室（3校）
- ・手話サークル実態調査
- ・フォローアップ講座 修了者1名
- ・講師の養成 修了者2名

II. 手話による情報の取得 及び手話を使いやすい 環境づくり

※手話言語条例第6条(2)

- ・手話通訳者等の配置
- ・新任職員対象の手話講座（1回）
- ・手話通訳付き番組の放送継続（行政広報、議会など）
- ・新しい手話単語の作成と掲載
- ・旅行に訪れたろう者への観光手話ガイドの実施（作業部会メンバーで意見集約）

III. 手話による意思疎通支援

※手話言語条例第6条(3)

- ・手話通訳者等の派遣
- ・遠隔手話通訳の充実においては感染予防や災害等の緊急時の対応を強化するため、市・加賀市医療センターにタブレット端末を設置した
- ・タブレット端末を通じた手話通訳の方法について学習を行う
- ・特殊検診の実施 年1回

① 手話施策推進

1 目的

ろう者とろう者以外の者が相互理解と信頼関係のもと、共生することのできる地域社会の実現を目指す。

2 手話施策推進協議会

手話施策を推進するため、当事者、手話通訳者等関係者における協議の場を開催し、手話の普及等の施策について意見を聴取し、取り組みについて検討する。

3 令和 3 年度の主な取り組みについて

I. 手話への理解の促進及び手話の普及

- ①『手話動画サイト「Kaga Signs」の紹介』と『障がい者理解と手話について』の手話動画を作成し、ケーブルテレビで放送した。
- ②小学生のための手話教室(6校144名)、高校生手話教室(加賀高校 18 名)
- ③手話サークルの実態調査を行い、課題の整理を行った。対象のサークルは、手話サークル「道」、手話サークル「ゆう」です。手話サークル会員の定着率が低いことなどが課題として挙がっている。
- ④ろう講師の養成（小学生のための手話教室の講師を養成）修了者 2 名

II. 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくり

- ①新しい手話単語を作成し、市ホームページに掲載（地名：動橋など 6単語、 観光施設等：鶴仙溪など 4単語 ）
- ②旅行に訪れたろう者への観光手話ガイドの実施。作業部会メンバーで、意見交換を行った。
「手話観光案内」という情報機器を設置し、ボタンを押すと、手話が流れるようにする。また、「観光課や観光交流機構の職員の方にも参加していただき、意見を求めて協議できればよいのではないか」などの意見が出た。

Ⅲ. 手話による意思疎通支援

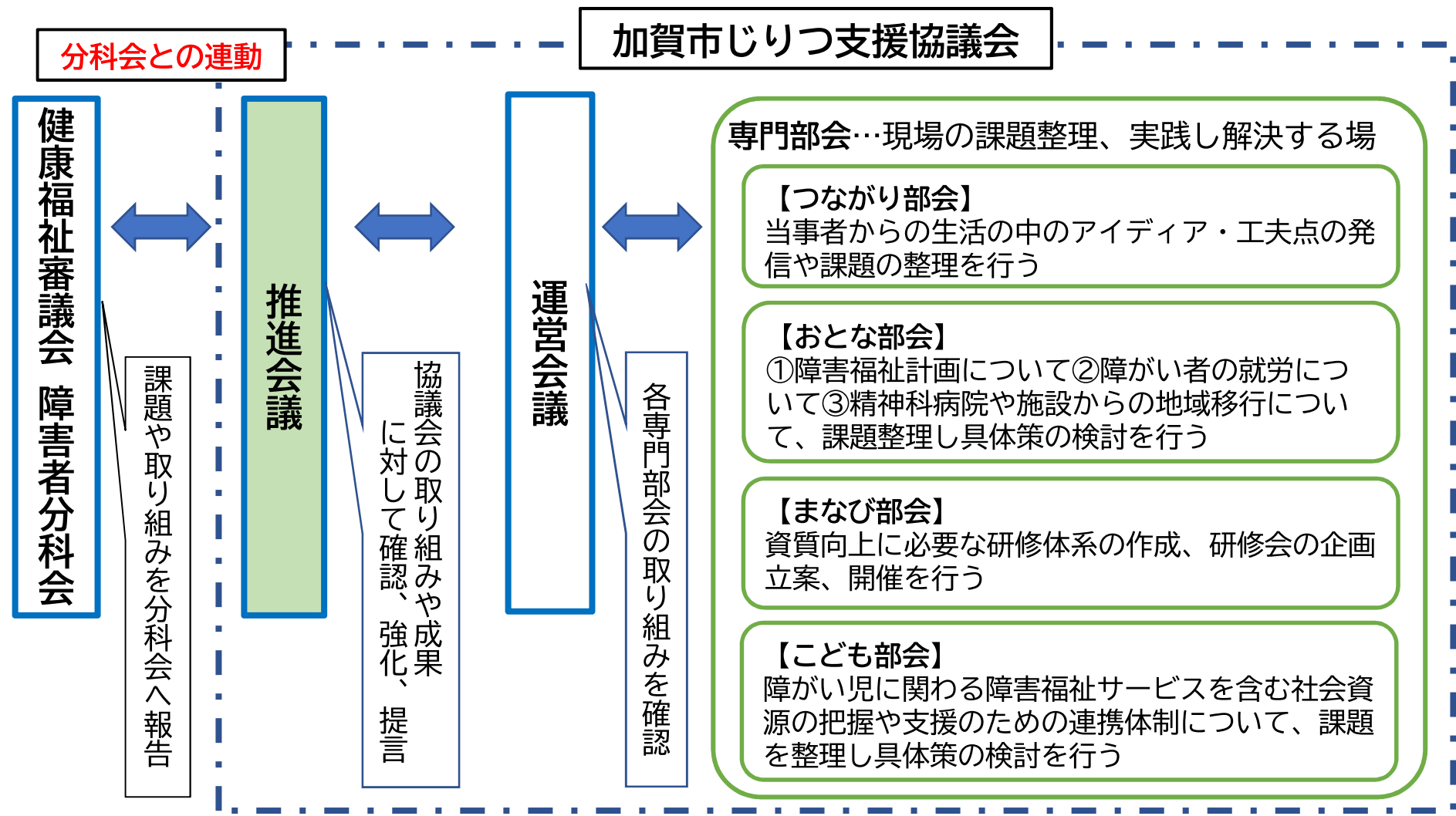
- ①遠隔手話通訳の充実においては、感染予防や災害等の緊急時の対応を強化するため、市・加賀市医療センターにタブレット端末を設置した。
- ②タブレット端末を通した手話通訳の方法について学習会を行う。対象者 ろう者及び手話通訳者

②じりつ支援協議会

加賀市じりつ支援協議会体制図

目的：障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり。そのために課題を整理し、自分たちができることを実行する場

構成メンバー：障害のある当事者や市内障害福祉サービス事業所ほか、医療、福祉、教育、雇用など関係機関、団体より委員委嘱（任期3年）



②じりつ支援協議会

1 じりつ支援協議会とは

じりつ支援協議会は、関係機関等(関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者)が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である。(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第89条の3)

じりつ支援協議会には 6 つの機能(情報機能、調整機能、開発機能、教育機能、権利擁護機能、評価機能)がある。

2. 加賀市じりつ支援協議会の体制について

加賀市じりつ支援協議会は、障害のある当事者や市内障害福祉サービス事業所ほか、医療、福祉、教育、雇用など関係機関、団体の方々に構成されている。委員は3年任期で委嘱し、4つの専門部会にわかれ、それぞれの機能を果たしながら、分野ごとの課題解決に向けた取り組みを行っている。

「つながり部会」

当事者を含むメンバーで構成され、当事者からの生活の中のアイデア・工夫点の発信や課題の整理、具体策の検討、実施を行う。

「おとな部会」

①障害福祉計画について②障がい者の就労について③精神科病院や施設からの地域移行について考えるグループに分かれ、障害福祉サービスを含む社会資源の把握、課題整理、具体策の検討を行う。

「こども部会」

障がい児に関わる障害福祉サービスを含む社会資源の把握や支援のための連携体制について、課題を整理し具体策の検討を行う。

「まなび部会」

障がい福祉分野の職員の資質向上に必要な研修体系の作成、研修会の企画立案、開催を行う。

3 加賀市じりつ支援協議会の位置づけ(令和2年度との違い)

令和3年度より、新たに加賀市じりつ支援協議会の体制の中に「推進会議」を位置づけた。「推進会議」は、各法人の管理者、医師、じりつ支援協議会会長・副会長等で構成され、協議会の取り組みや成果に対して確

認、評価、提言を行う、評価機能となっている。また「推進会議」で評価・整理された加賀市じりつ支援協議会としての意見や課題は、障害者分科会へ伝える仕組みとし、現場での課題や取り組みと障がい福祉施策と連動する仕組みとした。

③医療的ケア児支援

医療的ケア児支援

1 医療的ケア児について

○医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）
＊医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

○国の医療的ケア児の支援にむけた取り組みの1つに「医療的ケア児等総合支援事業」があり、その中に自治体における医療的ケア児等の協議の場の設置が位置づけられている。

○加賀市の医療的ケア児（在宅・施設）は14名、石川県では、154人（令和2年度）

2 加賀市医療的ケア児連絡会の目的

「医療的ケア児」が地域における受入れが促進され、安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が現状の分析をし、ニーズの把握し具体策の検討をすることを目的に実施する。

3 構成メンバー

医師、訪問看護師、相談支援専門員、児童発達支援事業職員、放課後等デイサービス事業所職員、医療ソーシャルワーカー、医療的ケア児コーディネーターなど。

4 実施内容

医療的ケア児等とその家族の日常生活・社会生活を社会全体で支え、切れ目のない支援が受けることのできる体制構築に向け、次の（１）から（４）までに掲げる事業の検討を行う。

- （１）医療的ケア児の支援に係る情報の共有及び課題の整理に関すること
- （２）医療的ケア児の支援に係る連携の強化に関すること
- （３）医療的ケア児の支援に係る方策の検討に関すること
- （４）その他医療的ケア児の支援に必要な事項

5 検討内容

- ①加賀市医療的ケア児連絡会（医療的ケア児協議の場）の趣旨を共有
- ②現場からの課題の共有
- ③方策の検討



③医療的ケア児支援

1 医療的ケア児について

○医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18 歳以上の高校生等を含む)

*医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

○国の医療的ケア児の支援にむけた取り組みの1つに「医療的ケア児等総合支援事業」があり、その中に自治体における医療的ケア児等の協議の場の設置が位置づけられている。

○加賀市の医療的ケア児(在宅・施設)は 14 名、石川県では、154 人(令和 2 年度)

2 加賀市医療的ケア児連絡会の目的

「医療的ケア児」が地域における受入れが促進され、安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が現状の分析をし、ニーズの把握し具体策の検討をすることを目的に実施する。

3 構成メンバー

医師、訪問看護師、相談支援専門員、児童発達支援事業所職員、放課後等デイサービス事業所職員、医療ソーシャルワーカー、医療的ケア児コーディネーターなど

4 実施内容

医療的ケア児等とその家族の日常生活・社会生活を社会全体で支え、切れ目のない支援が受けることのできる体制構築に向け、次の(1)から(4)までに掲げる事業の検討を行う。

- (1)医療的ケア児の支援に係る情報の共有及び課題の整理に関すること
- (2)医療的ケア児の支援に係る連携の強化に関すること
- (3)医療的ケア児の支援に係る方策の検討に関すること
- (4)その他医療的ケア児の支援に必要な事項

5 検討内容

- ①加賀市医療的ケア児連絡会(医療的ケア児協議の場)の趣旨を共有
- ②現場からの課題の共有
- ③方策の検討

④障がいのある人のテレワーク推進事業

1 障がい者のテレワーク推進に関する連携協定

協定事業者 株式会社D&I （2019年5月27日締結）

協定の概要 障がいのある人のテレワークによる就労機会創出に関する事項
障がいのある人のテレワークへの理解促進に関する事項ほか

2 テレワーク型障がい者雇用セミナー(オンライン)

1回目 5月14日(金) 参加6名（うち障がい福祉事業所及び支援者3名）

2回目 10月8日(金) 参加7名（うち支援者1名）

内容 テレワークの働き方、紹介企業の概要、求人説明など

3 オンライン模擬面接会

株式会社D&Iの社員が面接官となり、模擬面接を実施。企業目線でのフィードバックをもとに就職に向けた自分の課題を明確化。

11月5日(金) 参加1名 ※模擬面接後、一般企業に就職

⑤ 地域生活支援拠点等整備事業

1. 国が示している地域生活支援拠点等を整備する目的

地域生活支援拠点等(以下、「拠点等」)は、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

目的1 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

⇒ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える

目的2 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への 生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒ 障がい者等の地域での生活を支援する

2. 国が示している拠点等に必要な5つの機能

国は原則として拠点等に次の5つの機能全てを備えることとしています。

※ただし、5つの機能の内容は国のモデルケースが記載しており、市町村が地域の実情に応じて機能の内容を決めます。

①相 談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置して常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

②緊急時の受け入れ・対応

短期入所などを活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験機会の場を提供する機能。

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

⑤地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

3. 拠点等の整備手法

拠点等の整備手法は、多機能拠点整備型と面的整備型の2つが国より示されています(次ページのイメージ図を参照)。

①多機能拠点整備型

居住支援のための機能を一つに集約し、地域の障がい者を支援する。

②面的整備型

地域において居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障がい者を支援する

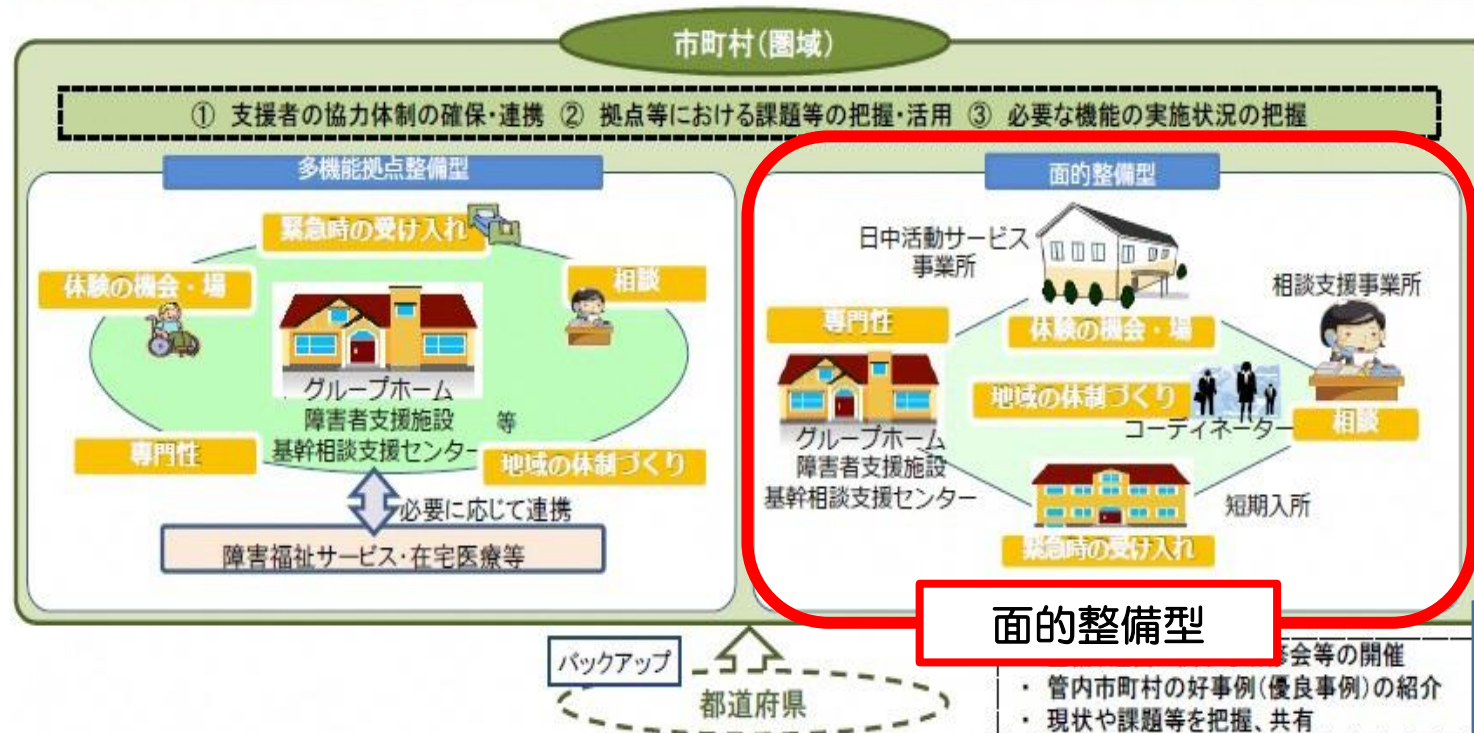
加賀市では『②面的整備型』で整備をしていきます

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



【石川県内の状況】

拠点等の運用を始めている市町
金沢市、白山市、小松市、
七尾市・中能登町(広域整備)

4. 加賀市の地域生活支援拠点等の整備について

5つの機能	考え方	方針	具体的な取り組み
1. 相談 (地域移行、親元からの自立等)	・24 時間 365 日の相談体制の整備 ・身近な地域での相談窓口機能 ・緊急時受け入れと相談のコーディネート機能を担う体制	【方針】 ①現在相談支援事業所に委託している一般相談としての対応としてはどうか。虐待相談及び緊急時対応について、加算等の体制も含め検討していく ②ランチと相談支援事業所(地区担当割)との連携 ※(拠点等の場合)相談強化加算700単位/回の活用	・各相談支援事業所が1か月単位の輪番制での対応とする。
2. 体験の機会・場 (1人暮らし、グループホーム等)	・一人暮らしの体験ができる場の確保	【方針】 ①短期入所など宿泊体験できる事業所のリスト作成 ②市営住宅の入居条件の検討や不動産屋との協議 ※(拠点等の場合)地域移行支援事業所が加算の対象	・事業者への説明会を実施し、協力依頼する。 ⇒登録制
3. 緊急時の受け入れ (短期入所の利便性・対応力向上)等	・短期入所施設の確保(精神、知的、身体など状態に対応できる) ・緊急時とは、親の入院、喧嘩して大家から出された、親等が救急搬送された場合等を想定 ・夜間の対応は困難であるが、どうするか	【方針】 ①短期入所できる事業所のリスト作成 ②緊急時の宿泊加算の検討 ※緊急短期入所受入加算(Ⅰ)福祉型180単位/日 (Ⅱ)医療型270単位/日 ※拠点等の場合、所定単位に+100単位(利用開始日のみ加算)	・宿泊費と食費を合わせて支払う ・あくまで緊急対応として考えるため、短期入所などにつながるまでの最大2泊まで ⇒登録制
4. 専門性 (人材確保・養成・連携等)	・かかわりだけでなく疾患の理解と医療連携ができる人材の育成 ・面接技術等の研修の実施	【方針】 ①専門職対象の研修会、事例検討の実施 (研修会内容においては、じりつ支援協議会と連携)	・じりつ支援協議会と連携し研修会等の実施
5. 地域の体制づくり (サービス拠点。コーディネーターの配置等)	・1の相談と連動し、地域で支えるしくみ ・障害者理解の促進 ・個別地域ケア会議を通しての障害理解の促進へ。	【方針】 ①住民への理解促進のためのシンポジウムや研修会 ②個別地域ケア会議の実施 ③支援困難事例を通し地域課題の共有し、地域の体制を作る。 ※地域体制強化共同支援加算 2000単位/月の活用	・令和4年は住民向けに講演会を開催。今後、継続的に実施していく

※加賀市の地域生活支援拠点等の整備について、じりつ支援協議会などで協議を行い、事業者説明会(11月29日)で上記の内容で説明済。

今年度中に「2. 体験の機会・場」と「3. 緊急時の受け入れ」について、要綱を整備し、登録に係る書類を各事業者へ送付する予定。